

東北医科薬科大学研究データポリシー解説

(趣旨・目的)

1. 東北医科薬科大学（以下「本学」という。）は、建学の精神である「われら真理の扉をひらかむ」に基づき、高度で専門的な能力を培うことを研究・教育の柱とする姿勢を示している。このため、研究データの適切な保存・管理・公開および利活用は、研究の質と透明性を高め、学術の進展と社会への還元を促進するものである。以上の認識のもと、本学の研究データポリシーを以下のとおり定める。

本ポリシーは、本学の建学の精神のもとに策定するものであることを示した。

(研究データの定義)

2. 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集または生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わないものとする。

(1) 本ポリシーにおける「研究データ」とは、研究活動を通じて取り扱うデータを指し、以下のものが含まれる。

「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」等

(2) 研究データには、学外の研究者や講師が、共同研究、施設利用、学術講演会、公開講座等、本学における学術活動を通して収集又は生成したデータも含まれる。

(3) 研究者が、以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合は、本ポリシーの対象となる。

(研究者の定義)

3. 本ポリシーにおいて「研究者」とは、本学の役員、教職員、学生、ならびに本学の研究に携わるすべての者を含むものとする。

本学に所属する全ての役員、教職員ならびに博士課程・修士課程・学士課程に在学する学生、研究生等本学で修学し、本学で研究活動を行うものをいう。

(研究者の責務)

4. 研究者は、自らが収集・生成した研究データを適切に管理し、可能な限り公開・利活用に供する権限を有するものとする。また、関係法令や倫理的要件に従って、他者の権利を侵害しないよう配慮するものとする。

(1) 研究者は、異動または退職する場合、その管理する研究データの取扱いをあらかじめ決めなければならない。

(2) 研究者は、公開に問題がないと判断された研究データを公開する際には、可能な限り「FAIR原則」に則って公開することが望ましい。FAIRとは、「Findable (見つけられる)、Accessible (アクセスできる)、Interoperable (相互運用できる)、Reusable (再利用できる)」の略であり、FAIR原則は現在オープンサイエンス推進にあたり、最低限でありながら広範囲に通用する原則として広く承認されている。

(大学の責務)

5. 本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を整えるものとする。

本学は、研究支援として、次に掲げる事項を提供できるように取り組む。

- ・ 研究データを管理するための保存基盤の提供
- ・ 研究データ管理計画等の作成支援
- ・ 研究データを公開するためのデータリポジトリの提供
- ・ 公開する研究データのメタデータ作成の支援
- ・ 研究データの管理、公開、利活用に関わる実施要項等の策定
- ・ 研究データの管理、公開、利活用に関する啓発活動

(ポリシーの見直し)

6. 本ポリシーは、社会や学術環境の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

研究データの管理・公開・利活用のあり方は、社会や学術環境の変化により影響を受けるものであるため適宜見直すことを明確に示している。